

第三十三回国会 大蔵委員會議録 第八号

昭和三十四年十二月十日（木曜日）

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事足立 篤郎君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山中 貞則君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

理事廣瀬 勝邦君

押谷 富三君 加藤 高藏君

鴨田 宗一君 黒金 泰美君

進藤 一馬君 山本 勝市君

大貫 大八君 田万 廣文君

横路 節雄君 横山 利秋君

松尾トシ子君 田中幾三郎君

北條 秀一君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 原 純夫君

（主税局長）

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 志場宮徳郎君

（主税局税制第二課長）

大蔵事務官 泉 美之松君

（国税庁間税部）

十二月十日

委員田邊國男君及び山崎始男君辞任につき、その補欠として進藤一馬君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（第一類第五号）

三十一回国会内閣提出第一七八号（参議院送付）

○植木委員長 これより会議を開きます。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 ただいま議題になっております法律案は、実は三十一国会で本委員会におきまして十分議論もされ、昨日もまた質問等もございまして、すでに議論は尽くされたと考えております。そこで、ただ三十一国会において本委員会でも議論されなかった点は、参議院における修正点だけでありまして、すなわち、協定価格等につきましても、大臣勧告のクッションを入れてくれ、こういう修正が業界等から要望として持ち出されて、それが参議院において取り上げられて、修正をされてここに来たわけでありまして、そこで、全体とすれば、私どもの議論ももう十分尽くされておると思うので、けっこうと思うのですが、ただ三十一国会におきまして本委員会でもこの同一法案を通過せしめた際の附帯決議の趣旨というものは、当然政府において善処せらるべきものと考えております。特にその第三項、すなわち、酒税が高率に失するにより、これが低減に努むべしという事項、それから、清酒について、現

行級別のはかに、消費者の購買力に応じて段階を増加すべし、この事項につきましては、その実施が望まれると思ふのでありまして、あらためて政府の所見をこの際承っておきたいと思ひます。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。お尋ねになりました、三十一国会におきまして、本委員会においてたゞいま提案中の酒類団体法の改正案の議決の際に付されました附帯決議、それが三項のまず前段の、「総じて酒税率が高率に失するにより、これが低減につとめ、且つ、酒類間の不均衡の是正を行うべきである。」この問題につきま

しては、前国会においても当委員会でもいろいろ御議論がありまして、昨日もまた、横山委員からも、この点についていろいろな角度からの御意見、御質問がございました。政府におきましても、本来現行の酒税率が実は高過ぎますので、何とか軽減したいという気持は強いのでありますが、現在の財政の事情から、今直ちに減税することにはできないが、しかし減税の趣旨においては賛成であります、かように申し上げたことであります、ただいまのお尋ねに対しまして、その通り御趣旨賛成で、今後できるだけこの趣旨に沿うように政府としても努力をいたしたい。

なお、後段の、「現行級別のはかに、消費者の購買力に応じて段階を増加する等取引に弾力性をもたせるべきである。」この点につきましても、今回の改正案を議決していただきますならば、酒類の取引が次第に弾力性を強く持つことになるのでありますから、それに順応いたしまして、この現行級別をふやすようなことを十分検討いたしたい。御趣旨に沿うように努力いたすつもりであります。

○平岡委員 きわめて抽象的な御答弁であります、もうちょっと具体的に主税局長の方からお答えをお願いします。

○原政府委員 政務次官がおっしゃいましたことで、もう大分は尽くしておられると思うのであります。具体的にいうお話であります、事柄が、酒税の軽減それから級別をふやすという問題で、いずれもいろいろな条件のからまる問題でございまして、酒税率については年来絶対額として高いという認識は持つておりますけれども、御案内の通り直接税、間接税の比率、間接税の中で酒税の地位、他とのバランスというような角度の検討も必要であると思われまして、この御決議の気持を体しながら、そういう万般の角度からの検討をいたしたい。実は、そういう角度からの検討は、一昨年の当委員会の御決議もありまして、その後鋭意進めております。その間、一回は昨年度において軽減を行なったということがあり、今後長くこういうような角度での検討並びにそれに基く措置が要するといふことで、私どもとしては日常相当勉強いたしておるつもりであります。具体的に言えと申しますと、その検討の関連のことを申すというようなこと

にもなるかもしれませんが、これはまた適当な機会に申し上げるということにしたいと思います。

級別増加の問題は、ただいま政務次官がはっきり言われましたように、清酒の特級、一級、二級の税率構成が、ただいまいろいろの問題を含んでいます。昨日の委員会においても、率直に申して特級、一級が高過ぎるというのが、私どもの実は感覚であります。それを下げていくか、あるいは間に級を入れるか、いずれも方向としては同じ問題で、この級を間に入れていくというのは、実際的な方向としてきわめていい考えではないかというふうに考えておりますが、なお具体案につきましては今後鋭意検討を加えて参りたいというふうに思ひます。

○加藤（高）委員 平岡君の質問に関連いたしまして、一言お伺いしたいと思ひます。

ただいまの主税局長の御答弁によりますと、現行の級別のうちいろいろな価格の点について研究すべき点がある、将来業界の実情に合うように善処したいという御答弁がございましたが、ただいま業界として一番要望しておりますのは、一級と二級との間の税率の格差が非常に大きい、ついではこの間に準一級酒を設定してもらいたいといふことです。自民党の財政部会といたしまして、この陳情を取り上げまして、ただいま研究中であります、大体財政部会の結論としては、この業界の要望は至当であるという結論

が近いうちに出るのではないかと考えておるのではありませんか、この準一級酒という問題について、当局においてはどのようなようにお考えでありましか。さらに具体的に御答弁を願いたいと思ひます。

○原政府委員 ただいま申し上げましたように、率直には、特級、一級の税率に無理があるということで、それは私も認めております。認めておるといふと、こういう席で少し言い過ぎですが、非常に疑問が多いというふうに思います。そこで、それを下げるという方向で手を打っていくか、あるいは間に今お話しのようないわゆる準一級というような制度を設けるか、大体解決しようと思つてポイントと同じなわけです。級をよけいにいたしますと、御案内の通りその級別の間の成分規格のきめ方がだんだんむずかしくなる。四つぐらいなら何とかできないことはないかなという感覚であります。そういうような問題もございしますので、これらの点を将来なお十分に検討して参りたいと考えております。ただいま政務次官から言われました通り、この法律が通り、マル公が廃止され、新しい価格体系に移るといふことは、マーケットが昔のような売手市場でなく、かなり需給の状態が変わつた、供給が相当多いという状態でありまして、級別の制度もそれに応じてかなり根本的な展開を必要とするという事態に、この法律施行の時期とらみ合せて、お話しのような手を打っていく必要があるというように、目下寄り寄り鋭意検討を進めておるところでございます。

○加藤(高)委員 ただいまの答弁で大

体わかりました。酒類団体法は、私自身としてもこの問題についていろいろお伺いしたい点もあるのをごいいますが、その私の質問したい要点は、同僚の各委員よりすでにはほとんどお伺いしておるようでありまして、私重複することは避けたいけれども、今度のマル公廃止に続きまして新しい価格体系に移るといふ、酒類業界にとりましてはまさに画期的な税法上の改革でございます。この点につきましては私もうきどくは申し上げませんが、私ども現在の業界八団体と申しましても、その八団体は、いろいろな点において、必ずしも利害が一致した立場にもないわけでありまして、新しい価格体系を作るにいたしましても、将来いろいろな問題が起きると思つてあります。ある面におきましては生産者に有利だとか、また小売業者に有利、また消費者にとりまして、いろいろな面から、それぞれの立場におきまして、大蔵省あるいは国税庁に對しまして、陳情、請願、あらゆることが起きるんではないかと私は懸念するのであります。そうした今後の新しい価格制度が政治運動に巻き込まれるおそれもあるんではないかといふことを、私は深く憂慮するものであります。そうした場合におきましては、この運営を十分慎重にお願ひしたいといふことを申し上げて、私の質問を終わります。

○平岡委員 私の政府の御意向をたしたいと思ふ主要点は、こういうことです。マル公が撤廃されて、新価格制度が発足する。つまり自由化へ一歩前進するわけですね。一般論からいいますと、そうした固定的な価格というものから自由価に進むときは、今主税局長自身がおっしゃったように、これは売手市場から買手市場に移る、こういう大きな変化にきていることを意味するわけでありまして、その場合にどうしても政府の期待する税金というものが今までのように多きを望み得ない。この点が一番重要な点であると思はれております。ですから、価格制度が変わるにつぎましては、それに対応して、やはり終局的には政府は税金というものを直す必要があるといふこと、この点を強く御銘記をいただきたい。伊勢湾台風という突発事件があったために、三十五年度の財政上の収支から、この点に對しましては政府といひましたもきわめて消極的な態度をとられておられますが、それに藉口して問題の本質を全部見失うことなしに、この問題はやはり政府として当然善処しなければならぬといふことを御銘記を願ひたい。この要望を申し上げて、私の質問を終わります。

○加藤(高)委員 突然ですが、ちょっとお伺いする一点を忘れておりました。それは、近ごろ、両三日中でありまして、今年度の清酒の生産量につきましては、大体業界側として要望するところでは四百萬前後といふことを聞いておるのですが、一部にもっと増産したというふうな強い運動があるやに聞いております。そしてまた、大蔵省でありますか、国税庁でありますか、その一部に多少そうしたことについて具体的な計数的な研究をしておるというふうなお話を聞いておるのであります。これにつきまして、政務次官に、はたしてそういうことがございしますか、ちよつと……。

○奥村政府委員 特に私にお名ざしの御質問で恐縮いたしておりますが、今年度の清酒の製造の見込みの石数は、これは国税庁の方で今せつかく検討中と存じます。しかし、御承知の通り、この石数をきめますに際しては、原料米の割当が基本になるものであります。これは農林省の方から食糧管理法に基づいて酒米に幾らという割当をいただくわけで、増産するにしても、それに見合う酒米の増量を願わねばならぬ。しかし、これも、加藤委員御承知の通り、一方において酒米に対する食管からの払い下げの価格が昨年までは石一万二千八百八十円で、それは少し高過ぎるといふ話もありまして、そうすれば食管会計に相当の影響があるといふことで、食管会計の赤字の補てんというところから、結局来年度予算編成に非常に関係が深いといふことで、ただいま国税庁におかれても検討中であり、また農林省とも折衝中で、今まだきまつておりません。なお、お尋ねの、何かいろいろ雑音が響いておるといふお話であります。それはいろいろな意見はあるのであります。これは国税庁の方でやつて下さることで、政務次官があまりくちばしをいれたりすることは心得なければならぬ、かように存じておる次第であります。

○植木委員 北條秀一君。北條委員 大へんおそくなりまして、しかもここではもう法律改正の最終段階でありますから、法律問題を離れて、この際奥村政務次官に御意見を承ておきたいのであります。それは、この前酒税法を改正いたしましたときに、私は当時議席を持っておりませんでした、この前の酒税の

改正は、私は大局に立つて見て好ましいものではないと思つておつた。すなわち、たとえば二級酒あるいは合威酒等の税金は二十円あるいは十五円下げました。下げたことは、確かに消費者である大衆には利益なんでありまして、大衆は必ずしも自分のうちだけで酒を飲まない。ことに、最低所得層といひますか、自由労働者のごときは、自分のうちに帰つて飲まない。どうしても一ぱい屋で飲む。せつかく税金を下げたけれども、昨年の三月三十一日までには二級酒は居酒屋で一ぱい七十円であつたが、四月一日からは、税金が二十円下がるんだから、当然これが六十八円にならなければならぬはずである。ところが、飲食店業者は依然として七十円であつてゐるわけですね。そうすると、その二円といふものは不勞所得になつてくるのではないかとこの理屈が成り立つ。事実これが大衆の大体の日常生活の態度だと思つて、酒税を下げるのとか上げるのといふときには、酒の政策といふものは国民大衆に對する最も大きな政策の一つであるので、ほんとうに一般大衆の利益になるかどうかといふことをよく考えなければならぬ。従つて、小売価格がどういふふうに進んでいるかといふことを、酒屋の店先において――またそこばかりでない。大衆はあらゆるところの飲食店で酒を消費するから、そうすると、そういった飲食店業者の方にいわばその利幅がふえてくる。そういう点で、今回マル公を廃して自由価格にするといふことは、社会体系からいいますと、それは非常に合理的であらうかと私は考えますので、根本的には賛成なんです。し

かし、今申し上げましたことによつて御賢察願えると思うのでありますが、これに対する税金の面だけではないが、実際に国全体の政治を行なつていく上において、そういう矛盾がある。そういう点について政府としてはどういふような考えを持っておられるか。あるいはどういふような指導方針を考えておられるか。こういう点についてあなたの御意見をこの際承つて、私は最後の採決に参加したいと思ひます。

○奥村政府委員 ただいまの御質問は非常に広範な意味を含んでおります。たとえば先般の清酒二十円、しょうちゅう十五円を引き下げた場合でも、一般大衆の一ぱい飲み屋での値段の引き下げにまで十分影響が及ばないではないか、今回の酒税法の改正についても、消費者大衆に実質的値下げになるように、いひものを安く供給できるようにする工夫が必要なので、その点はどうか、こういうふうにお聞き取りいたしました次第であります。そこで、この点につきましても、これも昨日横山委員からかなり強く御質問があったのでございまして、今度の酒税法改正案の根本にあるものは、ただいまの平岡委員のお話のように、酒類の需給が非常に安定してきたと申しますか、供給がふえて部分的にはだぶつてきておる。いわゆる売手市場から買手市場になつてきた。従つて、放置するならば、乱売とか値くずれとかいうことになる。乱売、値くずれになれば、消費者が安いものが買えるので、こういふ点ですが、そのために高率な酒税を負担しておるとこの酒類の業界が不安定に陥るといふことになつては、ひい

ては酒税確保にも影響があるというところで、協定価格を結んでいただいても値はささえていこう、これが今度の改正の立案のものであり、この法律全体としては、結局はこの附帯決議第二項にある安定価格方式を持つて、こういうことである。つまり、この法律にある基準価格というものが中心の線であり、その上値は制限価格、下値は協定価格、その基準価格と協定価格との間に安定帯ができる、こういうふうにして弾力性を持たせながら、業界も酒を安く供給する、こういうねらいでできております。もう一つ価格を下げるというところは、できるだけ自由競争でもつて価格を下げる、品質をよくするの、これが根底にあるので、これを通していただきたまは、この法律の趣旨に沿つて政府も指導し、また業界もそのつもりでやつていただくならば、御質問の御趣旨に沿ふことと確信いたしました次第でございます。

○榎本委員 佐藤観次郎君。佐藤(観)委員 二、三の点についてちよつとお尋ねしたいと思つたのですが、酒の問題でいつも問題になるのは、酒が高過ぎるという問題で、税金を下げて、せめて二級酒が三百五十円くらいで飲めたらいいだろうという意見があるわけですね。こういうふうな法律ができて、そういう方のかどうかというけれども、将来減税をされるかどうか。そういうような問題について、主税局長もおられますから、どういふお考えを持っておられるのか。この点を、くどい話でありませうけれども、お尋ねしたいと思ひます。

○原政府委員 酒税の負担はなかなか重いと思ひます。よく戦前に比べて非常に重いと言われるのですけれども、各国との比較を見ますと、各国とも戦中、戦後を通じて、国によつては、国防費というふうなものも相当かさむというほかに、社会保障関係で支出が非常にふえたというふうなことから、各国の酒税の負担率と日本の現在のそれを比較いたしますと、大体似たり寄つたりだといふことになってゐるのです。つまり、日本でも国防関係の費用は戦前に比してだいぶ減りました。が、社会保障系統の費用はどんどんふえてゐるといふようなことがありますが、やはり相当酒税といひますか、間接税にも荷をかねねばならないといふことが、累次の税制調査会における一般の気分であり、私どももやはりその感じしております。というのは、一方で直接税の方でまだ相当重いといふのが残つてゐるということでありまして、税制全体として見ますと、間接税に相当荷がかかる。従ひまして、酒税もなるほど相当重いといふふうになりますので、何とかしたいといふ気持ちも一方にありますが、同時に、間接税に相当の荷をかけることになりまして、その中で酒、たばこが相当しやわなければならぬといふことになりまして、率直に申して、なかなかかはかばかしい大きな引き下げをやるのはむずかしいのじやないかと考えております。しかし、御要望もあることであります。また税は万般なるべく軽減したいといふ気持ちで日常おるものでありますから、そういう方向をいつも忘れず、できる限りの努力をいたしたいといふような気持ちでおるわけでございます。

○佐藤(観)委員 原主税局長から外国の例を示されましたが、外国とは生活程度が違ふ。少なくとも日本の三倍くらいの収入が西ドイツにおいてもアメリカにおいてもあると思ひますので、外国と同じような比率といふのはちよつと片腹痛いと思ひますが、こういう点については、そういう比較をしないで、原則的には酒の税金が高い。特に政府も御承知のように、一般の嗜好も違つておるけれども、たとえば酒は戦前の七割五分から八割くらいしか復活してゐないけれども、ビール、洋酒は非常に消費率が多い。そういう酒を飲まぬと、どぶろくを飲んだりする。私は九州へ行きましたけれども、そういう弊害もあるわけでありまして、そういうことを言わずに、ある程度まで大衆が酒を安く飲めるような方法を考へてもらいたいといふことを、私は特にお願いしたいと思ひます。それから、もう一つは、昨年九州の方へ国政調査に行きましたときにもいろいろ伺つたのですが、りっぱなメーカーの方は酒は余りませんけれども、九州あたりだといふ酒はだぶつておる。こういうことを聞いております。こういう酒税法ができてどういふふうになつたか知りませんけれども、有力なメーカーや、新聞やラジオに広告するようにな人はほとんど売れるけれども、地方の弱小酒屋は参るんじやないかという心配があるわけでありまして、こういう点については心配なくやつていけるかどうか、この点も政務次官並びに主税局長にお尋ねしたいと思ひます。

○奥村政府委員 お名ざしでありますので、お答え申し上げます。御承知の通り、清酒の生産者といひましては、全国で約四千軒ほどありまして、この中には二百石とか三百石製造という小規模な酒屋がかなり多いのであります。特に需給の面で比較的だぶつておる九州、中国方面では、御指摘のように苦しい経営の酒屋があるといふことを承つております。そこで、現行法においても協定価格という制度があるのでありますけれども、もう一つこれを強化するために、今回の酒税法の改正案を出しまして、これに基づいて協定価格を作る、あるいは出荷制限をするとか、業界の自主的な力でもつて法律に基づいて価格を維持安定させていこう、こういうふうになつておる次第でございます。しかし、酒類業界なり、また日本経済全体の今の動きを見ますと、かなり設備を近代化し、企業を合理化する趨勢が進んでおりますので、二百石や三百石のごく小規模の酒屋さんが昔ながらの経営で安穩にやつていけるような時代でもありませんので、その点にまた酒屋さんが一つ目ざめていただいて、あるいは共同販売の制度とか企業合理化をいろいろなさつて、そしてこの法律の施行とともに業界を安定させていっていただきたい、かように政府もいねがつておる次第であります。

○佐藤(観)委員 最後に、要望をさせていただきます。御承知のように、四千軒の酒屋の中にも、私どもの郷里が非常に多いのですが、小さいのが多い。特に、この中にも、戦争中の企業整備で非常に大きな犠牲になつた業者がおられるわけですね。こういう点も勘案し、同時に、これは酒屋さんが間接税を納めるのに相当苦勞しておられるけれども、しかし割方大蔵省はそれに対して

午前十一時二十三分散会

〔参 照〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（第三十一回国会内閣提出第一七八号）（参議院送付）に関する報告書（別冊附録に掲載）

薄情なんだという非難があるわけですね。こういう点についても十分検討されて、今度われわれの愛知県にも被害があり、三重県にも相当被害があったのですが、そういうような酒屋さんが、平素酒を作ることによって相当の利益を得ておるかわりには、税金の方でも相当貢献している点もあるわけです。そういう点も勘案して、そういう小さいメーカーに対しても一つあたたかい気持で臨んでもらうことをお願いして、私の質問を終わります。

○植木委員長 他に御質疑はありませんか。——御質疑がないようですから、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○植木委員長 なお、本案に対しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま可決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、本委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。次会は明十一日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

昭和三十四年十二月十四日印刷

昭和三十四年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局